令和８年１０月１５日

投資家債権者各位

破産者　ガイアファンディング株式会社
破産管財人弁護士　波里　好彦

ご連絡

１　ガイアファンディング株式会社（以下「破産会社」といいます。）は、令和８年１０月１４日午後５時、東京地方裁判所により破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

２　この度、ガイアファンディングのホームページ（以下「本ホームページ」といいます。）において破産手続開始通知書を掲載いたしますが、本件破産事件では、現時点におきましては、残念ながら破産債権に対する配当が見込まれておりませんので、破産債権届出書の掲載は行わないこととさせていただきます。破産財団が形成されて配当が見込めることが明らかになった場合には、改めて、本ホームページでその旨をお知らせするとともに、債権者の皆様に債権届出書類一式をご案内させていただく予定です。
なお、債権者の皆様の債権の存否・内容、債権額等につきましては現在調査中です。

３　本件破産事件については、破産会社のクラウドファンディングの募集窓口であり、第二種金融商品取引業者として私募の取扱いを実施し、システムの提供を行っていたｍａｎｅｏマーケット株式会社が皆様の債権等に関する多くの情報を有しており、ｍａｎｅｏマーケット株式会社に破産管財業務の一部を委託することとしました。

４　本件破産事件は債権者等関係者の方が２７００名以上と極めて多数であり、当職への電話連絡が集中した場合、管財業務に支障が生ずるおそれがございます。本件破産事件に関して進捗がありました場合には、適宜、本ホームページにてご連絡をさせていただく予定ですので、債権者の皆様におかれましては、電話連絡については御遠慮いただきたく、ご理解及びご協力を賜れますと幸いです。なお、裁判所へのお問合せも御遠慮ください。
債権者の皆様の投資額等に関するお問い合わせや、住所やメールアドレス等の変更のご連絡につきましては、以下の「お問い合わせ先」のメールアドレスまでお願い申し上げます。
なお、お問い合わせの内容によりましては、当職等から電話連絡等をさせて頂くこともありますので、ご連絡の際には、電話番号もお知らせいただけますと幸いです。また、お問い合わせの内容によりましては、回答までにお時間をいただく場合がありますことをご承知おきください。
【お問い合わせ先】
Mail：gaiafunding@tmi.gr.jp

５　なお、破産会社の債権者集会は、令和９年３月１６日に、東京地方裁判所にて開催される予定ですが、同集会への出席は任意であり、欠席されることにより不利に扱われることはございません。なお、多数の債権者の方が出席された場合、収容人数の関係で２部制等で実施する場合があります。

6　以上の次第ですので、債権者の皆様におかれましては、本件破産管財業務に対するご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上